

会 議 報 告 書

[会議の概要]

会 議 名：令和5年度第2回加古川市障害者自立支援協議会
日 時：令和5年12月1日 [金] 13時30分から14時45分まで
場 所：加古川市役所 本館 10階大会議室
議 題：[1] 日中サービス支援型共同生活援助の報告及び評価
[2] 加古川市障がい者基本計画等（素案）について
[3] 令和5年度各専門部会の活動報告
出 席 者：委員12名、事業所担当者3名、市〔事務局〕8名
欠 席 者：委員3名
公開・非公開の別：公開 [傍聴者：0名]
配布資料：別紙NO.1 次第
別紙NO.2 日中サービス支援型共同生活援助の報告・評価シート
別紙NO.3 日中サービス支援型共同生活援助概要
別紙NO.4 日中サービス支援型共同生活援助における協議会への報告・協議会からの評価等に関する実施要綱
別紙NO.5 加古川市障がい者基本計画・第7期加古川市障害福祉計画・第3期加古川市障害児福祉計画（素案）
別紙NO.6 加古川市障害者自立支援協議会専門部会 令和5年度活動報告

[協議の概要]

- (1) 日中サービス支援型共同生活援助の報告及び評価
設置者である「ソーシャルインクルーホーム加古川南備後」における報告書について、「ソーシャルインクルーホーム加古川南備後」より報告を受けた。
- (2) 加古川市障がい者基本計画等（素案）について
事務局から、「加古川市障がい者基本計画・第7期加古川市障害福祉計画・第3期加古川市障害児福祉計画」（素案）について報告を受けた。
- (3) 令和5年度各専門部会の活動報告
基幹相談支援センターから、令和5年度の加古川市障害者自立支援協議会各専門部会における活動報告を受けた。

以 上

司会] 事務局、 議長] 会長

1 開 会

≪事務局より配付資料の確認≫

- 2 議事 [1] 日中サービス支援型共同生活援助の報告及び評価について
「ソーシャルインクルーホーム加古川南備後」より報告。

《以下、意見交換の内容》

[会長]

ただいまソーシャルインクルーホーム加古川南備後からの報告、説明が終わりました。ここまでの内容につきまして委員の皆様から何かございますか。

あれば、挙手をお願いいたします。

[委員]

定員 20 名のところ、今現在 14 名のご利用者さんが入居されているということのようですが、満床、いわゆる定員 20 名いっぱいになっていない理由や応募状況などは、どういう状況でしょうか。

[ソーシャルインクルーホーム加古川南備後]

現在 20 名のところに対して 14 名というところの理由ですが、やはり無料体験期間でホームの雰囲気にご本人様が合うのか合わないのかという部分を、ご家族様、ご本人様も含めて検討していただくというところで、体験利用の人数が随分多かったと思います。(報告書の)中に書かせていただいているのですが、声が大きい方がいらっしゃるなどとなってくると、静かなところが好きな方は、1度入って体験してみて、やはりやめておこうかなとか、そういうところも出てくるというところが、1つ要因としてはあります。

ただ、日々ですね、入りたいというご希望、ニーズというのはいただいております、日程調整やあとは無料体験期間の後にもし行けるとなったときにスムーズに入居できるようにというところの調整をさせていただきつつ、ご相談させていただきながら、スタートするタイミングなどをご報告させていただきながらやらせていただいているということになります。

[委員]

ありがとうございます。

もう1つよろしいですか。続いて短期入所ですね、短期入所も定員2名という定員枠があるのですが、こちらの稼働率等の状況や申し込み状況はどういう感じになっていますでしょうか。

[ソーシャルインクルーホーム加古川南備後]

稼働率の部分ですが、何%というところはしっかり数字は出せていないのですが、主に土日のニーズがやはり多いということが実状です。

平日に関してというところは、たまに入ってくる、という程度になっておまして、ですので、男性1室、女性1室というところに対して、皆さんのニーズがかぶってくるというところがありますので、そういった場合ですね、例えば、播磨のホームや小野など、近隣のホームと連携をとりながら、加古川では予約が埋まってしまっているのですが、こちらの方であれば空いています、というような形でご案内させていただきながら、現状させていただいています。

緊急の場合も同様で、やはり、先に予約が入っていると、ロングという形が難しい場合も出てきますので、他の近隣のホームであれば、ここであれば、一定期間担保できますなどという形で、近隣の

ホームと連携を取りながら、ショートステイも稼働させているというところになります。

[委員]

はい。どうもありがとうございます。

[会長]

その他に委員の皆様からご意見、ご質問等はございますか。

[委員]

失礼いたします。

緊急時の受け入れ等に関しては、ショート（ステイ）利用の経験者でないと受け入れないという施設が多いのですが、いかがでしょうか。

それと、利用者様の男女の割合がわかれば教えていただきたいです。

[ソーシャルインクルーホーム加古川南備後]

今いらっしゃる方についてというところでは、入所の方は男性が9名、女性が7名という状況になります。

[委員]

すいません。男性は残り1名の利用が可能ということでしょうか。

[ソーシャルインクルーホーム加古川南備後]

ただ、そこに関しても今現在、無料体験期間というところで、いつから始めましょうかというような形で、現在ご家族様や相談員含め相談させていただいているところです。

女性の方も同様に、見かけ上は空いているのですが、いつスタートしましょうかという形で相談させていただいているというところがあります。

[委員]

ありがとうございます。私は知的障害のある子どもたちの親なのですが、今もうすでにそちらでお世話になっている人も何人か知っています。新しい居場所づくりというのは、すごく皆さん喜んでおられますので、今後ともよろしく願いいたします。

[ソーシャルインクルーホーム加古川南備後]

あともう1点先ほどご質問いただいていた件なのですが、ショートステイを今まで使ったことがなければ（利用できない）というような、そういった制約はありません。

やはり困られている方というところになってくるので、ショートステイ自体は市から支給決定されていれば、どんな方でも受け入れするというような形になっております。

[委員]

助かると思います。よろしくお願いします。

[会長]

他に、委員の皆様からご質問、ご意見等はございますか。

[委員]

加古川市障がい者基幹相談支援センターの中村です。よろしくお願いします。

すいません、4点ほどお聞きします。

今ありました質問の回答の中に、緊急ショートステイの受け入れはどなたでもということだったのですが、例えば、今まで配置基準上でなかなか受け入れることができなかつた（ことがあるのか）、医療的ケアが必要な方でも受入れることができるのか、まず1点目です。

2点目は、現在利用されている方の収入源のところなのですが、生活保護や、（障害）年金が1級、2級というような、利用料に関係してくるところになるかと思うのですが、どういった方でもご利用できるのかどうか、そのあたりの基準が見えたらうれしいなと思います。

3点目ですが、職員の配置におきまして、今回の報告の中で積極的に採用も進めていきたいというお話がありました。現在の運営上の中で、最低限必要な配置と、これから進めていこうと思われている、配置をしていこうと思われている何か明確な人数などがありましたら教えていただけたらと思います。

最後、4点目ですが、5ページの虐待権利侵害の防止のところでも触れられていたのですが、全職員からの意見を共有して早期発見できる体制を整えているということで書かれています。具体的に、例えばどういった取り組みでその予防をされているのか、対応されているのか、共有されているのか、そういったところがありましたら教えていただけたらと思います。

よろしくお願いします。

[ソーシャルインクルーホーム加古川南備後]

医療的ケアの方の受け入れという部分なのですが、やはり看護師を配置しておりませんので、例えば気管切開や、あとは痰吸引ですね、やはりそういったところがあるとどうしても（受け入れは）現実的ではなくなってしまうというところが正直なところです。

ただ、そういった方は、加古川市内だと「（障がい者ケアセンター）かんの」さんがあつたりされると思うので、そういう場所がありますというようなご提案はさせていただく、私たちは無理でも、こちらの方だともしかするといけるかもしれない、という代替案はご提案させていただいたりということはありません。過去にも実際そういったケースはありました。

2番目のご利用者様の収入源という部分ですね。生活保護の方となってくると、やはり家賃とかです生活費というところが出てきますので、その家賃と管理費という形で分けさせていただく中で、生活保護の中でやりくりできるようなシステムをとっております。

障害年金1級、2級という部分ですが、やはり2級だと経済面でいうと多少の支出（超過）が出てきてしまうところが現実になっておりますので、入居の段階でご家族様がそれでも払える、収支の予

算があるということが大前提にはなってきたというのが正直なところです。入居のタイミングで私たちも、それだけお金を持っていますかとは、やはり正直聞けないというところもありますので、説明（を受けに）や見学に来ていただいたときに、最低でもこれだけの費用は毎月かかってしまいますという部分の説明をやはり丁寧にさせていただくというところに現状尽きているというところになります。

人員の配置基準の部分のご質問ですが、今で言うとやはり夜間帯も含めて常時1階、2階、各々昼間も2名、夜間も2名というところが理想というところになります。

ただ、現状というところでは、やはり夜勤のときに1名の日が出てしまうというところがありますので、夜間帯或いは日勤帯の方でも採用を積極的にしていきつつ、正職員の方も現状すごく負担をかけてしまっているところがありますので、その負担の解消というところもしつつ、職員のストレスコントロールも考えていくというところになります。

4番目の虐待などへの対応という部分ですが、弊社の方は外部への通報機関というもの、もちろん行政の方も窓口というものはあるのですが、会社としても別で窓口というものを作っております。

各フロアにポスター掲示をしております、そこに電話をすると匿名性が担保できるというところで、外部の機関に繋がっているのも、外部の機関から本社の方に降りてきて、本社の方から私たちの方に降りてくるというところで、本社も把握する以上、絶対に隠せないというような形のシステムを作らせていただいているというところになります。

以上になります。

[委員]

ありがとうございます。

もう1つ、追っての質問なのですが、全職員間での共有というのは、こういった、例えば発見であったりとか、対応であったり、何かそういうのは取り組まれていますか。

[ソーシャルインクルーホーム加古川南備後]

職員間の共有の部分ですが、やはりマネジャーというポジションもいますので、相談しやすい人に相談してくださいというところがまずベースにはなってきますが、それと一緒にケースカンファレンスみたいな形をとって、そこでできるだけ多くの方に集まっていただくと、そこで会議をして、議事録という形で必ず上がりますので、それは必ず参加できなかった人にも目を通してもらう、話をしているところで、全員に周知できるようにというところで努力させていただいております。

[委員]

ありがとうございます。

また、これからの活動を期待しております。

よろしくお願いします。

[会長]

その他特にございませんでしょうか。

それでは、今回の意見を踏まえましてソーシャルインクルーホーム加古川南備後には、後日、本協議会から結果を報告させていただきます。

議事〔2〕加古川市障がい者基本計画等（素案）について
事務局より加古川市障がい者基本計画について報告

《以下、意見交換の内容》

[会長]

ただいま、基本計画について事務局から説明がございました。
ここまでの内容につきまして委員の皆様からご意見、ご質問等はございますか。
よろしいでしょうか。
なければ、続いて加古川市障害（児）福祉計画について事務局より説明をお願いいたします。

事務局より第7期加古川市障害福祉計画・第3期加古川市障害児福祉計画について報告

[会長]

ありがとうございます。
ただいま事務局の方から説明がございました。前段の基本計画そして福祉計画の説明をあわせ持ってお聞きになった上で、委員の皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思っております。
いかがでしょうか。

[事務局]

失礼いたします。1点ですね、事前にご質問をいただいております。そちらの回答について、お手元にお配りをさせていただいておりますので、質問とともに読み上げさせていただきたいと思っております。
お手元に横長の質問回答票をご用意いただいてもよろしいでしょうか。

2点いただいております。

まず1点目、49ページのところですが、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置について、というところです。

素案資料の49ページでは、来年度から1名設置と読み取れますが、37ページでは令和8年度末までにと記載されております。できるだけ早期の設置をお願いしたいところです。

こちらの質問に対する回答ですが、現計画におきましても令和5年度末までに設置と記載はしておりますが、まだ設置に至ってない状態です。

すべてのことをお伝えすることはできないのですが、医療的ケア児等のコーディネーターの早期配置には努めて参りますという回答です。

2点目のご質問です。こちらも同じく49ページですね。医療的ケア児支援法についても触れて欲しいということで、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布についての資料と、その支援に関する全体像についての資料を添付しましたが、こちら事務局の方に資料をいただいております。

ますが、すでに公布されている支援法を反映し、さらにその進捗状況が医療的ケア児の家族、また、加古川中央市民病院を中心に小児の在宅医療を積極的に実践している医師、訪問看護師、行政の協議会にも情報提供していただけているのか、というご意見をいただいております。

こちらに対する回答でございますが、障害児福祉計画は、活動指標とその確保のための方策について整理をしておりますのでございます。このため、医療的ケア児支援法の詳細については、記載していませんが、加古川中央市民病院や医ケア対応が可能な事業所等が参加する自立支援協議会こども部会の中には、医療的ケア児のワーキングという場がありまして、その場で私の方から法の趣旨等について、情報提供を行っております。という回答です。

よろしく申し上げます。

[会長]

トータル含めてご意見等ございませんでしょうか。

[委員]

35 ページの②番に書かれている内容ですが、強度行動障がいのある人に関して支援ニーズの把握ができていませんと書かれていますが、これはどういった理由で把握ができていないのか、ということをお答えいただきたいということと、あともう1つ、その文章の下の方ですね、市と基幹相談支援センターが連携してニーズ把握、支援体制の整備に取り組みますとありますが、具体的にどういう整備に取り組む予定なのかということをお伺いしたいです。

[事務局]

今いただきました2点の質問に対するお答えです。

まず1点目の強度行動障がいのある人に関して、ニーズの把握ができていない理由というところですが、強度行動障がい者とされる方については、おそらく市内に80名ほどおられると把握しております。ただ、個別の保護者なり、支援者がどういったところに困っているかというところの具体的話ですね、個別の話というのをなかなか聞く機会がないというところがあって、把握はできてない状態です。

ただ県の方で、今、強度行動障害地域生活支援事業ということで、強度行動障害の支援に明るい事業所の方で集中支援を行って、3ヶ月ほどの支援になるのですが、地域で生活できるようにしましょうという事業が（実施）されております。

加古川市の方でも募集をかけたところ、1名の方が今採択されておりまして、ゆくゆくは地域で生活できるようにフォローしておるところですが、こういったケースが進んでいく中で、また保護者の方或いは支援者の方と定期的に会議を持っておりますので、そこでいろいろ情報収集はしておりますのでございます。

続いて2点目の市と基幹と連携して、支援体制の整備に取り組みますというところですが、強度行動障がい（のある人）の支援をされている事業所同士の横の繋がりというところが今は少ない、或いは弱いのかなというところがありますので、例えば、自立支援協議会のくらし部会などを活用しまして、ネットワークづくり、そういったものができたらというふうには考えております。

以上です。

[委員]

はい、ありがとうございます。

ニーズの把握ができない理由として機会がないというお答えだったのですが、加古川市さんの方に機会が、そういうご相談がないということなののでしょうか。

相談支援事業所とかそういうところにはあるけれども、加古川市さんの方にはないということなののでしょうか。

[事務局]

そうです。個別で言うと、最近も行動障害が激しい方を担当してらっしゃる相談員の方から話がありまして、もしかしたらおうちの中で虐待と言い過ぎかもしれないのですが、家族の方が少し手に負えなくなったようなところがあるということがありましたので、私も家の方に訪問して、実際にその支援者の方が散歩とかをしているようなところを見ることがあったのですが、そういった機会が今なかなかないというところで、把握の機会がないというところです。

[委員]

わかりました。

私の事業所には結構相談はあります。

強度行動障がいのある（人の）親御さんから、毎月のように数件相談があつて、その相談内容は主に、なかなか受け入れ先がない、将来が不安だ、ショートステイを利用したいという要望が非常に多いです。ですので、多分ニーズはたくさんあるのだろうなというのは思っているのですが、それをどういうふうはこちらの方で、市を中心としてそれを受け入れていくか、把握していくかということは課題になってくるのかなと思います。

[会長]

その他、ご意見ございますでしょうか。

[委員]

ご回答いただいたのですが、医ケア児というのは、私はすごく深い思い入れがあります。

大阪の淀川キリスト病院で、それまでずっととにかく呼吸器がついていたら、入院というのがもう当たり前の時代だったわけです。

そういう子どもが1つの病室に5、6人いて、毎日ケアをしているという中で、この子たちは本当にずっと病院に張り付いていていいのかと思って、在宅の方向へ進めたのですが、そのときの大きなきっかけは、呼吸器のついている子ばかりを私が採血して回っている朝に、その時にお尻を抓られたのですよ。看護師さんみんな外に出ていたので、誰がおしりを抓ったのって言ったら、その中の1人の、まだ1歳になっていない子どもです。

どういうことかということ、ここにいるよということを主張したかったのだと思います。

その親御さんがもう本当に積極的に在宅に向けていろんなことを整えていって、行政との交渉もしていたのですが、その中で一番すごいのは、お父さんが行政の交渉に必ずその子を連れて行くのです。最終的には彼女自身が、交渉ができるようになって、呼吸器がついているのですが、最後にはヘルパーさんを中心にして、親からも離れて、40歳前に亡くなりましたけれど、生活をずっと続けていた。途中には、日本バクバクの会というのがあるのですが、そういう親御さんの会があったときの事務局長やっていました。

そういう彼女がいたからこそ、この法律に私は繋がったと思っているので、これをやはり法律ができました、で投げ出したくないです。その体制で国が向かってくれる、加古川市も向かってくれるというのを信じておりますので、その意味でここを書かせてもらいました。

もう1点だけ、これは加古川市だけの問題じゃないのですが、20ページにインクルーシブ教育というのが書いてありますが、これは加古川市だけの問題じゃなくて、日本全体が、どこかインクルーシブ教育の方向が違っているということを言いたいです。何も障がい児教育がインクルーシブ教育ではないです。障がいのない子どもも障がいのある子どももすべて同じ教室で学べる、そういうことが最終ゴールであって、それを阻むものはいろいろありますから、できる部分できない部分もありますけれども、何も障がい児教育、特別支援教育を充実することがインクルーシブ教育のゴールではないということを知っておいて欲しいなというのが強い思いです。

[事務局]

ご意見ありがとうございます。

[会長]

他にご意見等よろしいでしょうか。

[委員]

少し不勉強なもので、的外れな質問をするかもしれませんが、この計画は最終的には議会にかけられて議会承認として市の公式な計画となるものなののでしょうか。

[事務局]

総合計画のような議決事項ではありませんけれども、その法的にとか、条例でというような形で、議決が必要な計画であるかということであれば、そういったものではありません。

あくまで行政の方が事務を行うために作る行政策定の計画ですので、議決については必須ではないのですが、当然、議員の方からの意見等も取り入れることが必要と考えておりますので、この策定の途中で、作りますというような形で議員の方には常任委員会というところで報告をして、議員の方からもご意見があればそれはお受けして反映する、しないの判断をしていくというような流れで、今策定を進めているところです。

[委員]

ということは常任委員会にもこの計画の中身を報告し、ご意見をいただくという格好になりますね。

[事務局]

理事者側と議会の方と申し合わせがありまして、この計画にかかわらず、総合計画を除く他の計画全部ですが、計画の骨子をこちらの方から作り、1年かけてこのようなスケジュールで作りますというようなことを常任委員会の場で報告をするという流れになっております。

その後、「パブリックコメントをします」や、「パブリックコメントをした結果こういったご意見をいただいて、それに対する市の考えはこうです」というものについては、常任委員会ではなくて書面で議会事務局を通じて議員の方に配付するという流れになっておりますので、現在パブリックコメントの期間中ですが、これが終わりましたら、書面で議会の方には報告する予定にしております。

[委員]

それを確認した上で、私の質問はですね、進捗管理及び評価というところ、64ページとですね、頭にあります3ページの計画、6年計画で図表があって令和8年に中間年見直しと書かれている、この項目の整合性がすぐにわからなかったというのが本音です。

いわゆる6年計画というのは、本音でいうと結構長い計画なので、中間見直しというのは非常に重要なことだと(思って)、ですからそういう認識がされていらっしゃるのはずらしいなとは思ったのですが、進捗管理のところでは中間見直しの項目が書かれていないので、どんな体制で、どこでやるのかというのが素朴な疑問です。いわゆる報告とかいろいろなことは書かれてはいるので、進捗管理のところでは進捗状況の報告をして評価をいただきますけれども、もし見直しと申しますか、確か障害福祉計画の計画などでも、見直しが必要であれば見直し、みたいな条項が確か法律に入っていたと思うので、計画の進捗状況管理並びに見直しが必要なきに、どこでするのかなと思ったのです。

法律もいろいろ変わるだろうし、ニーズも変わるだろうし、基本計画で、地域づくりで地域の理解促進があんまり進んでいないとか、何かこういうのを変更したほうがいいのではないかというようなご意見が出てきたときに、それをどこで受けとめて、どこで審議するのかというのを私の読解力不足で申し訳ないのですが、教えていただけたらうれしいなと思った次第です。

[事務局]

計画に関しての進捗管理ですが、冒頭で少し触れましたが、加古川市障害者施策推進協議会というのが市の附属機関として設置されておりますので、そちらの方で毎年、今もですが評価をいただいております。

計画の策定のときには、施策推進協議会の方に諮るという決まりがありますので、そちらの方で、こちらで把握したニーズや進捗状況の結果報告などを含めまして、その施策推進協議会の中で協議をいただいて、評価をいただいて、それを踏まえて計画を修正して、修正案についてもその施策推進協議会の中で諮っていくような形になります。

[委員]

ということは、令和8年にその見直しをするか否かの審議をされるということでしょうか。

[事務局]

はい、3年ごとに国の基本指針の方は必ず改定されるという部分もありますので、それを踏まえての中間見直しというのは必ず実施をするような形にはなります。

そこで計画の変更の必要性があるのかも含めまして協議を諮っていくような形にはなります。

[委員]

ありがとうございます。勉強になりました。

[会長]

その他、よろしいでしょうか。

[委員]

先ほどご質問のありました件（強度行動障がいのある人に関する支援ニーズの把握の件）で、私の方からも触れることができたと思います。

この35ページ下段の②のところですね、この表現でいくと、確かに今ご質問を受けまして、微妙な表現ととられる可能性はあるなというふうに改めて感じました。

私自身はこれでストンと落ちたところも実はあったのですが、支援ニーズの把握というこの表現の中で、実際にじゃあどう取り組んだのかと言われると確かに難しいところあると思うのですが、今までのこの活動の中で、相談に来られた方や、あとは団体の方などと話している中で、やはり最終は見ることができるところまで見るけれども、難しくなったときにはもう施設にという声をどうしても聞いてしまうことが多かったです。

そうなったときに、これを支援ニーズとして完全にとらえてしまうのか、それが個別のニーズをさらっていくとなったときには、個別ニーズまでは先ほど松本係長の方からまだ（把握）されてない状況というふうに思います。

ただ、やはりこの強度行動障害につきましては、支援者の支援的な理解であったりとか、力であったりとかというところがやはり問われてきますので、その部分に関しても人材の育成というのは必要不可欠なものかなというふうに思っております。

コロロ学舎さんもそうですが、近隣のこの市町の中にも受け入れていただける入所施設もあるのですが、やはりそこも今状況としましては、ニーズに応えられない、いっぱいいっぱいの状況というふうにも聞いています。

そうなったときに、ここの中に載っているこの地域生活支援拠点に関しましては、自立支援協議会とはまた別で、市の方から（委託され）基幹相談支援センターがコーディネート事業、体制整備をしていく役割ということを担当しております。

その中で我々が基幹相談支援センターの中で、今年度から担当職員1人を貼りまして、市からもバックアップを受けながら、一緒に地域の中でいかに生活し続けるかという、かなり実はハードルが高い課題にはなるのですが、施設入所ではなくて、もうこれしかない一択ではなくて、今まで住み慣れた地域でそのまま本人も安心して暮らせる、そういった体制をとるために、我々がまず何が 필요한のか、地域の中にはその強度行動障害の支援研修を受けた職員がどれぐらいいて、その職員がどうい

うネットワークを張ったらその体制ができていくのか、そういったところも今から状況調査の中で、どう研修などを組んでいこうかなというような、そんな状況に今あります。

簡単に申し上げたように聞こえるのですが、少し時間がかかると思っています。すぐにはこの体制はできないと思っています。ただ、いろいろな方のご支援等をいただきながら、この体制を今からスタートしないと、少なくとも1年1年遅れていきますので、また皆様のご協力を賜りながら進めていくことができればというふうに考えております。

日常的に、障がい者支援課とは、どう進めようかというところも一緒に考えていただけるような協議の場というのもありますので、ここの下段の部分の②のところに関しましては、そういった形で市と基幹が連携しながらそのニーズの把握、支援体制の整備にこれから取り組んでいくような形とご理解いただけたらと思います。

以上です。

[会長]

ありがとうございます。

それでは、他はよろしいでしょうか。

ないようでございますので、それでは続いての議題の方に移らせていただきます。

議事 [3] 令和5年度各専門部会の活動報告
基幹相談支援センターより報告

《以下、意見交換の内容》

[会長]

ただいま基幹相談支援センターから報告がございましたが、ここまでの内容につきまして何かご意見、ご質問等はございますか。

《意見なし》

[会長]

先ほどの報告の内容を踏まえまして基幹相談支援センターに今年度の活動を引き続き進めていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

3 閉会

以 上